

議案第2号

那覇市・南風原町環境施設組合事務局設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合事務局設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成25年2月8日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

平成25年2月8日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 與儀實司



(提案理由)

本案は、平成25年度より取り組む還元施設「環境の杜ふれあい周辺の公園」の整備に伴い、分掌事務の整理の必要が生じることにより条例の一部改正を行うため、この案を提出する。

那覇市・南風原町環境施設組合事務局設置条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合事務局設置条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務企画課 (1)～(6) [略] 那覇・南風原クリーンセンター (1)～(3) [略]</p>	<p>(課の分掌事務) 第3条 [略] 総務企画課 (1)～(6) [略] 那覇・南風原クリーンセンター (1)～(3) [略] <u>(4) 還元施設「環境の杜ふれあい周辺の公園」の整備及び管理運営に関すること。</u></p>
<p>備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。